第３節　武力攻撃災害への対応措置

１　武力攻撃災害への対応方針

地域経済産業グループ、製造産業局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、生活関連等施設の安全確保のために自ら必要な措置を講ずるとともに、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、助言等するものとする。

２　生活関連等施設の安全確保

⑴　平素からの備え

地域経済産業グループ、製造産業局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、平素から、次に掲げる生活関連等施設の区分に応じ、当該生活関連等施設の担当部局において、アからウまでに掲げる措置を講ずるものとする。

①生活関連発変電所　商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁
②生活関連ガス工作物　商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁
③生活関連工業用水用ダム　地域経済産業グループ
④生活関連火薬類取扱所　商務流通保安グループ
⑤生活関連高圧ガス取扱所　商務流通保安グループ
⑥生活関連生物剤等取扱所　製造産業局
⑦生活関連毒性物質取扱所　製造産業局

ア　生活関連等施設の名称、所在地、管理者その他必要な情報を収集し、当該収集した情報を地方公共団体に対して提供するとともに、関係機関と共有する。

イ　消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方等について、生活関連等施設の特性に応じた安全確保の留意点を定める。

ウ　生活関連等施設の管理者及び事業者団体に対する安全確保の留意点の周知に努めるとともに、生活関連等施設の管理者若しくはその事業者団体又は都道府県知事からの求めに応じ、生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方に関し、必要な助言を行う。

⑵　武力攻撃事態等における措置

①　生活関連発変電所

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、生活関連発変電所について、以下のとおり対処するものとする。

ア　関係機関と連携しつつ、生活関連発変電所の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第９条各号に掲げる機関をいう。）その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連発変電所の安全の確保のために必要な支援を求める。

イ　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連発変電所の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連発変電所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

ウ　生活関連発変電所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連発変電所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための必要な措置を的確かつ迅速に講ずる。

②　生活関連ガス工作物

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、生活関連ガス工作物について、以下のとおり対処するものとする。

ア　関係機関と連携しつつ、生活関連ガス工作物の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連ガス工作物の安全の確保のために必要な支援を求める。

イ　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連ガス工作物の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連ガス工作物の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

ウ　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第28条第３項の規定に基づき、ガス工作物の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命令する。

・ガス工作物の使用の一時停止又は制限
・ガス工作物の移転
・ガス工作物内におけるガスの廃棄

エ　生活関連ガス工作物に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連ガス工作物の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要がなくなったときは、ウに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

③　生活関連工業用水用ダム

武力攻撃事態等において、地域経済産業グループは、生活関連工業用水用ダムについて、以下のとおり対処するものとする。

ア　関係機関と連携しつつ、生活関連工業用水用ダムの被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連工業用水用ダムの安全の確保のために必要な支援を求める。

イ　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連工業用水用ダムの管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連工業用水用ダムの所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

ウ　生活関連工業用水用ダムに係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連工業用水用ダムの管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

④　生活関連火薬類取扱所

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループは、生活関連火薬類取扱所について、以下のとおり対処するものとする。

ア　関係機関と連携しつつ、生活関連火薬類取扱所の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連火薬類取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

イ　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連火薬類取扱所の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連火薬類取扱所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。